

# NPO 通信

## Contents

- 1 新型コロナウイルスに関する情報など
- 2 定款を確認しましょう
- 3 長野県みらい基金からのお知らせ
- 4 NPOに関する統計
- 5 情報政策課統計室からのお知らせ
- 6 法人のメールアドレスをご提供ください

## 1 新型コロナウイルスに関する情報など

新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報については、県ホームページに掲載し、随時更新を行い、情報提供をしています。

ホーム >暮らし・環境 > 県民協働・NPO > NPO情報コーナー「1 県からのお知らせ」  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

## 事業報告書等・役員変更等届出書の提出先は次のとおりです

前事業年度の事業報告書等は、毎事業年度始めの3か月以内に主たる事務所の所在地を管轄する地域振興局へ提出してください。

なお、新型コロナウイルスの影響に鑑み、2020年1月1日以降6月末までに提出期限が到来する法人については、総会の延期等を考慮し、期限までに提出されない場合であっても、9月末までを目安に督促等を行わないこととしています。(提出を免除するものではありませんのでご注意ください。)

また、役員に変更があった場合は、遅滞なく、役員変更等届出書を提出してください。

名 称	所在地(上段)・管轄区域(下段)	電話番号(上段)・FAX番号(下段)
佐久地域振興局	〒385-8533 佐久市跡部65-1	TEL 0267-63-3133
	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡	FAX 0267-63-3105
上田地域振興局	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	TEL 0268-25-7113
	上田市 東御市 小県郡	FAX 0268-25-7115
諏訪地域振興局	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1,644の10	TEL 0266-57-2902
	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	FAX 0266-57-2904
上伊那地域振興局	〒396-8666 伊那市荒井3,497	TEL 0265-76-6803
	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	FAX 0265-76-6804
南信州地域振興局	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678	TEL 0265-53-0402
	飯田市 下伊那郡	FAX 0265-53-0404
木曾地域振興局	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2,757-1	TEL 0264-25-2213
	木曾郡	FAX 0264-23-2583
松本地域振興局	〒390-0852 松本市大字島立1,020	TEL 0263-40-1903
	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	FAX 0263-47-7821
北アルプス地域振興局	〒398-8602 大町市大町1,058-2	TEL 0261-23-6502
	大町市 北安曇郡	FAX 0261-23-6504
長野地域振興局	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1	TEL 026-234-9531
	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡	FAX 026-234-9504
北信地域振興局	〒383-8515 中野市大字壁田955	TEL 0269-23-0214
	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡	FAX 0269-23-0256

## 地域振興局及び県庁県民協働課が扱う事務は次のとおりです

書類の提出先	取扱う事務
地域振興局 (総務管理課)	事業報告書等、役員変更等届出書
県庁 (県民文化部県民協働課)	設立認証、定款変更の認証(届)、認定(特例認定)、解散(届) 認定(特例認定)法人に係る各種届、法人の指導・監督

## 定款を確認しましょう

「総会の議決を書面表決で行うことが可能か?」「設立初年度の役員の任期はいつまで?」「監事って何をすればいいの?」

これらのよくある質問の答えは、各法人の定款に記載されています。**法人の運営について不明なことがあったら、まずは定款を確認しましょう。**定款の規定が、情勢の変化にそぐわない場合等は、定款の変更を検討して、現況に合わせましょう。

定款に基づき法人を運営することは、法人経営の基本で、社会からの信用を得ることに不可欠です。次の項目を参考に、法人の定款や手続き等を確認してみましょう。

### 【事業】

- 定款に定める事業を実施しているか
- その他事業の収支が赤字ではないか

### 【会員及び役員】

- 定款に定める方法で入会、退会、除名等の手続きを行っているか
- 会員の種類及び会費は定款の定めと一致しているか
- 10人以上の社員（正会員）がいるか
- 定款に定められた役員の定数（理事3人以上及び監事1人以上で定款に定める定数）を満たしているか
- 定款に定められた方法で役員の選任を行っているか
- 欠格事由に該当する役員や、親族等の規定数を超えた役員がいないか
- 役員の任期は定款で定められた期間であるか
- 監事の職務は適正に行われているか
- 役員の変更があったとき届出をしているか

### 【総会】

- 少なくとも年1回通常総会を開催しているか
- 総会の議事は定款に定めた総会の権能に適合しているか
- 定款に定められた期日までに通常総会を開催しているか
- 定款に定められた期日までに総会の招集を通知しているか
- 総会招集通知に会議の目的事項（議事）を示しているか
- 定款で定められた方法で議決をしているか（定足数、表決権等）
- 定款に定められた内容の議事録を作成しているか

### 【理事会】

- 定款に定められた期日までに理事会の招集を通知しているか
- 理事会招集通知に会議の目的事項（議事）を示しているか
- 理事会の議事は定款に定められた理事会の権能に適合しているか
- 定款で定められた方法で議決をしているか（定足数、表決権）
- 定款に定められた内容の議事録を作成しているか

### 【その他】

- 事務所の位置は定款に記載のとおりであるか
- 定款の内容を役職員全員が理解しているか
- 事業報告書等は定款に定める手続で作成し、毎事業年度終了後3か月以内に提出しているか
- 定款に定められた方法で公告を行っているか

このリストで  
 チェックして  
 みましょう!

## ★定款の変更は必要ありませんか

例えば、「定款の記載のとおりに公告を行っている」という項目に対し、「定款には『この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う』と規定されていますが、貸借対照表の公告の官報への掲載をしていない」という例があります。このように定款の規定が実態に合わない場合、NPO法の規定の範囲内で定款の変更を行うことにより、実態と整合させます。

## (1) 「“コロナに負けない” 信州応援基金」を立ち上げました

新型コロナウイルス感染症により、子どもや若者、障がい者、高齢者など様々な困難や悩みを抱える方の支援を行っている、身近なサポーターであるNPO法人やボランティア団体の活動に大きな影響が生じています。

そこで、これら団体の活動継続を支援するため、新型コロナウイルス対応に要する経費を助成する基金を、県の支援も受けて立ち上げました。

現在、第二期助成募集に向けて準備中です。(第一期募集は終了しました。)

詳細が決まりましたらホームページ (<https://www.mirai-kikin.or.jp/>) でお知らせします。

また、コロナ対応に要する資金の調達には、活動資金への寄付を広く募る「長野県みらいベース」も活用できます。詳しくは当基金までお尋ねください。

あなたの愛が支える笑顔、あなたの想いを託す未来

“コロナに負けない”  
信州応援基金

寄付受付中!

オリエンタルラジオ  
藤森 慎吾 様

しあわせ信州

## (2) 休眠預金活用法に基づく「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」における資金分配団体に内定しました

「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」は、新型コロナウイルスの感染拡大により生じている新たな支援のニーズに対応するため、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が実施する休眠預金等活用法に基づく総額 50 億円の助成事業です。

この度、本助成における「資金分配団体」（休眠預金等に係る資金を原資として、実行団体に対し助成等を行う団体）に、（公財）長野県みらい基金が内定しました。

○内定事業：「コロナに負けない・越える信州緊急助成事業」

○対象団体

新型コロナウイルス感染拡大により、休眠預金等活用制度の対象となる3つの分野（①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）で生じている新たな支援のニーズに対応する県内の公共的活動団体。

○実行団体助成予定額： 一団体当たり 200～300万円（総額 6,000万円）

○採択予定実行団体数： 県内 20団体（公募2回、各10団体を予定）

○募集予定期間：8月からを予定

※詳細は（一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）ホームページ (<https://www.janpia.or.jp/>) をご覧ください。

公益財団法人 長野県みらい基金【松本事務所】 松本市大字島立 1020 松本合同庁舎 2 階  
TEL : 0263-50-5535 FAX : 0263-50-6561 E-mail : info@mirai-kikin.or.jp

## 4 NPOに関する統計

2020年6月末現在、長野県のNPO法人数は1,003です。そのうち認定NPO法人数は14、特例認定NPO法人数は2です。

昨年度、NPO法人の新規認証数は39、解散が34、取消が6、他県からの移管が2、他県への移管が2でした。様々な理由に活動休止状態が続いている法人や活動が低下した法人の解散が増えています。今年度もすでに12法人が解散届を提出しており、解散の相談も増えています。「NPO法人に休眠の制度はありますか」とよく質問を受けますが、休眠制度はありません。解散しない限り、NPO法人としての義務が伴い続けます。解散届出書の様式や事務処理の流れ等は県民協働課のHPIに掲載していますので、参考にしてください。

## 5 情報政策課統計室からのお知らせ

### 令和2年国勢調査が実施されます!!

5年に1度の「国勢調査」が、令和2年10月1日現在で実施されます。日本に住んでいるすべての人と世帯が対象で、様々な施策の基礎となる最も重要な統計調査です。調査書類は9月14日以降、各世帯へ順次配布されます。インターネット回答がかんたんで便利です。配布される紙の調査票に記入いただく方法もあります。



かんたん便利なインターネット回答

<p>いつでもかんたん3STEP</p> <p>24時間いつでもかんたんに3ステップで回答できます。 (①アクセス ②ログイン ③回答)</p>	<p>回答サイトにかんたんアクセス</p> <p>国勢調査オンライン</p> <p>「国勢調査オンライン(回答サイト)」には、QRコードもしくは検索からかんたんにアクセスできます。</p>	<p>厳重なセキュリティ</p> <p>回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているので安心・安全です。</p>	<p>エコ&amp;効率化</p> <p>書類を運ぶ際に発生するCO<sub>2</sub>や事務コストを減らすことができるやさしい回答方法です。</p>
--	--	--	---

※ 調査のお問合せは、各市町村の統計主管課窓口までお願いいたします。

## 6 法人のメールアドレスをご提供ください

NPO法人に係る情報をより早く、ダイレクトに皆様にお届けるために、メールアドレスのご提供をお願いいたします。助成金情報や運営に関する情報等をメールにより、いち早くお知らせします。

### 1 提供いただきたい情報

- ①法人名 ②メールアドレス(法人代表アドレス)  
③ご担当者様氏名

### 2 提供方法

- ① **FAX**: このページ右欄にご記入のうえ  
026-235-7258あて送信  
② **WEB**: 右のQRコードから申請  
③ **メール**: メール本文に上記1をご記入のうえ  
kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp  
あて送信

### 3 その他

随時受け付けますが9月30日(水)までを目安にお早目をお願いします。

法人名	
メールアドレス	※法人代表アドレスをご記入ください
担当者氏名	



ご提供いただいたメールアドレス等の情報は、NPO等に関する情報提供のためのみに使用します。